

韮崎市水防計画			
第 1 章	総則	1	
第 2 章	水防組織	1	
第 1 節	水防本部機構	1	
第 2 節	水防団組織	10	
第 3 章	重要水防区域	11	
第 4 章	ダム水こう門等及びその操作	15	
第 5 章	水防倉庫備蓄資材及び器具並びに輸送	16	
第 6 章	避難勧告、指示などの発令基準	17	
第 1 節	洪水	17	
第 2 節	土砂災害	17	
第 7 章	出動及び作業	18	
第 1 節	水防管理団体の非常配備	18	
第 2 節	水防事業	18	
第 3 節	水防標識及び身分証明	19	
第 4 節	水防信号	21	
第 5 節	決壊の通報	21	
第 6 節	避難のための立退	21	
第 7 節	水防解除	21	
第 8 章	訓練	22	
第 1 節	水防訓練	22	
第 2 節	情報伝達訓練	22	
第 9 章	関係機関の協力及び応援	22	
第 1 節	河川管理者の協力	22	
第 2 節	隣接市との協定事項	23	
第 10 章	公用負担	23	
第 11 章	その他	24	
第 1 節	水防顧末報告	24	
第 2 節	水防記録	24	
第 3 節	浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置	25	
第 4 節	土砂災害（特別）警戒区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置	28	
資料	水防実施状況報告書（様式 2 3）	29	
	要配慮者施設への情報伝達図	30	
	水防工法	31	
	水防倉庫位置図	38	
	土砂災害（洪水）ハザードマップ[縮小版]	45	
	水防協議会条例	50	
			令和 6 年 4 月改訂

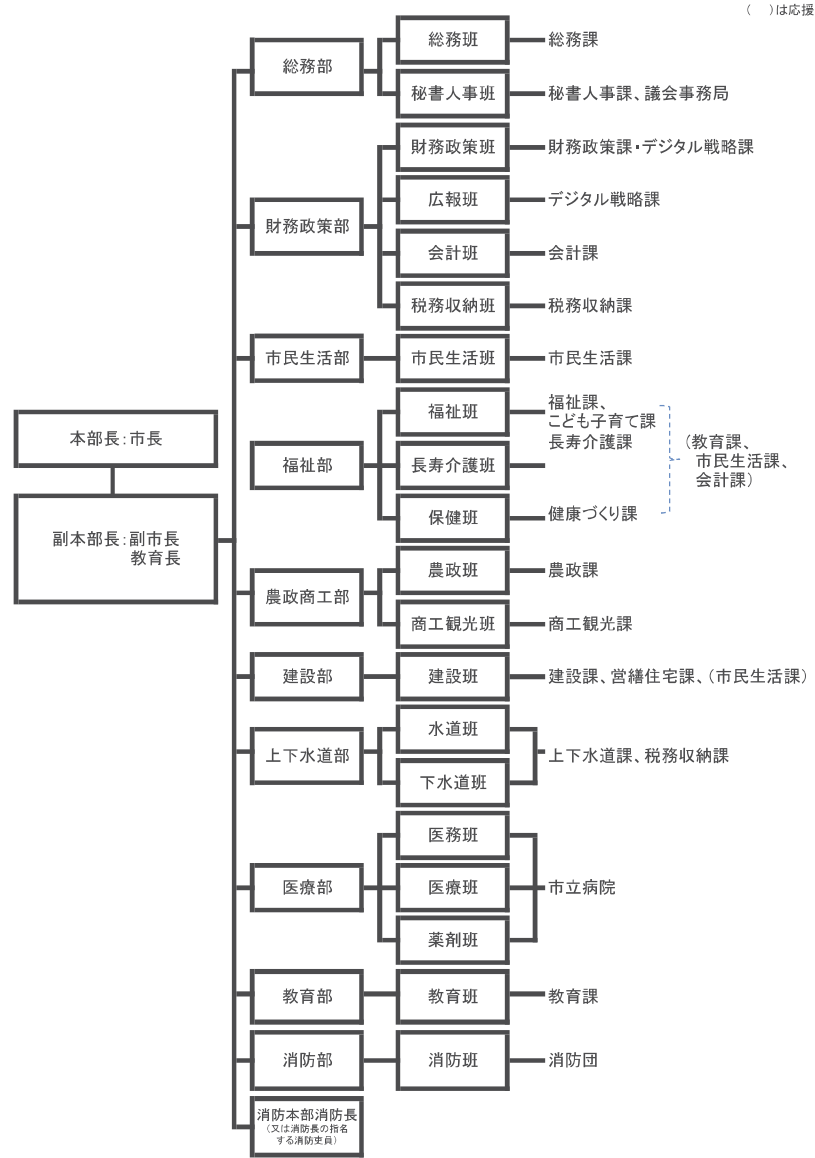
第 1 章 総 則

この計画は水防法第 33 条第 1 項の規定に基づき、水防事務の調整及びその円滑な実施のため必要な事項を規定し、もって市内河川の洪水による水害を警戒し、防御し、これによる被害を軽減することを目的とする。

第 2 章 水防組織

第 1 節 水防本部機構

1 荊崎市水防本部組織図



2 荏崎市水防本部分掌事務及び編成表

部	部員	班	分 掌 事 務
※各部共通事務 (各部長の指示により行うこと)			① 部内の庶務に関すること。 ② 部内職員の配備に関すること。 ③ 所管・関連施設及び事項の被害調査や応急対策に関すること。 ④ 部内の応援協力に関すること。 ⑤ 部長、本部長の指示に基づく他部の応援協力に関すること。 6 優先度の高い通常業務
総 務 部 (総務課長)	総務課 秘書人事課 議会事務局	総 務 班 (兼 総務課長)	① 水防本部・災害対策本部の設置及び本部の庶務に関すること。 ② 防災会議・水防協議会その他関係機関との連絡等に関すること。 ③ 各部、各班との連絡調整に関すること。 ④ 災害情報の受領、伝達に関すること。 ⑤ 避難情報の発令に関すること。 ⑥ 防災行政無線の管理、運営に関すること。 ⑦ 水防団活動に関すること。 ⑧ 県、他市町村、自衛隊等への応援要請及び相互応援協定に関すること。 ⑨ 臨時ヘリポートの開設に関すること。 ⑩ 水害時の交通規制実施の協力に関すること。 ⑪ 自主防災組織との連絡調整に関すること。 ⑫ OA器類の点検、安全確保対策に関すること。 13 その他、他の部の所管に属さないこと。 14 水防対策に係る物品の調達及び工事の契約に関すること。 15 水防対策に必要な用地等の総合調整に関すること。 16 水防時の交通規制実施の協力に関すること。
		秘書人事班 (秘書人事課長) 議 会 対 応 (議会事務局長)	① 本部長に関すること。 ② 地区連絡員との連絡調整に関すること。 ③ 水防活動従事者の食料等の確保に関すること。 ④ 職員の非常招集、解散に関すること。 ⑤ 職員の服務及び出勤に関すること。 ⑥ 職員の安否確認に関すること。 ⑦ 市議会の連絡に関すること。 8 災害視察者及び見舞者に関すること。 9 災害派遣職員の受入れに関すること。
		財務政策班 (兼 財務政策課長)	① 被災者の苦情、陳情、相談、問い合わせ等の受付に関すること。 ② 被害状況等の取りまとめ及び県等への報告に関すること。 3 災害対策に関する財政計画に関すること。
財務政策部 (財務政策課長)	財務政策課		

部	部員	班	分 掌 事 務
財務政策部 (財務政策課長)	デジタル戦略課 会計課 税務収納課	広報班 (デジタル戦略課長)	① 市民への広報活動に関すること。 ② 災害状況の記録、撮影に関すること。 ③ 報道関係との連絡及び記者会見等に関すること。
		会 計 班 (会計課長)	① (福祉部福祉班に準ずる。) 2 災害の経理出納に関すること。 3 義援金の受付及び保管に関すること。 4 指定金融機関等との連絡調整に関すること。
		税務収納班 (税務収納課長)	① (上下水道部水道班、下水道班に準ずる。) 2 住家被害の調査に関すること。 3 罹災証明の発行に関すること。 4 被災納税者の減免等に関すること。 5 被災住民への税関係の相談に関すること。
市民生活部 (市民生活課長)	市民生活課	市民生活班 (兼 市民生活課長)	① 救助物資等の受付、保管、仕分け、配分に関すること。 ② 死体の処理及び埋火葬に関すること。 ③ 要搜索者名簿の作成に関すること。 ④ 遺体収容所の設置運営に関すること。 ⑤ 被災者支援システムに関すること。(安否状況、死亡者等の情報収集) ⑥ 外国人の支援に関すること。 ⑦ 帰宅困難者対策に関すること。 ⑧ 水害時の環境保全及び環境回復に関すること。 9 被災地の消毒等防疫対策に関すること。 処理することの出来ない一般廃棄物の処理に関すること。
福 祉 部 (福祉課長)	福祉課 こども子育て課 長寿介護課 健康づくり課 (応援) 教育課 市民生活課 会計課	福 祉 班 (こども子育て課長)	① 避難所の開設及び運営に関すること。 ② 炊出し及びその他食料品の調達、配給に関すること。 ③ 避難情報の周知、発令時の避難誘導に関すること。 4 ★災害救助法の請求に関すること。 5 ★災害弔慰金の支給等に関すること。 6 ★被災者生活再建支援金の支給に関すること。 7 ★災害ボランティアの受入に関すること。
		長寿介護班 (長寿介護課長)	① 社会福祉協議会との連絡に関すること。 ② 日本赤十字社、ボランティア団体等との連絡調整に関すること。 ③ 要配慮者の安否確認及び救助救援に関すること。 4 ★災害救助法の請求に関すること。 5 ★災害弔慰金の支給等に関すること。 6 ★被災者生活再建支援金の支給に関すること。 7 ★災害ボランティアの受入に関すること。

部	部員	班	分 掌 事 務
福 祉 部 (福祉課長)	福祉課 こども子育て課 長寿介護課 健康づくり課 (応援) 教育課 市民生活課 会計課	保健班 (健康づくり課長)	① 感染症の予防及び保健衛生指導に関すること。 ② 救護所の設置に関すること。 ③ 医療機関への情報伝達と調整に関すること。 ④ 傷病者の応急手当及び連絡に関すること。 ⑤ 遺体の検索及び収容の協力に関すること。 ⑥ 韮崎市医師会、北巨摩医師会、韮崎市歯科医師会との連絡に関すること。 7 被災住民に対する心身及び食生活支援対策等各種相談業務に関すること。
		保健師 (再掲)	① 感染症の予防及び保健衛生指導に関すること。 ② 救護所の設置に関すること。 ③ 傷病者の応急手当及び連絡に関すること。 4 被災住民に対する心身及び食生活支援対策等各種相談業務に関すること。
農政商工部 (農政課長)	農政課 商工観光課	農政班 (兼 農政課長)	① 農作物、農耕地の被害状況調査集計及び応急対策に関すること。 ② 家畜の応急対策、応急救援及び防疫に関すること。 3 農林業団体等との連絡調整に関すること。
		商工観光班 (商工観光課長)	① 災害応急対策に要する資機材、車両器具、燃料調達に関すること。 ② 災害による資材等の緊急輸送に関すること。 ③ 民間自動車等の配車及び輸送に関すること。 被災工商業者に対する融資及び復興支援に関すること。 4 5 商工業施設の被害調査及びBCP普及に関すること。
建 設 部 (建設課長)	建 設 課 営繕住宅課 (応援) 市民生活課	建 設 班 (兼 建設課長)	① 水防活動に関すること。 ② 水防資機材の輸送及び応急処置に関すること。 ③ 道路の障害物、がれきの除去に関すること。 ④ 危険建物の情報収集と安全確保に関すること。 ⑤ 土砂災害危険箇所等の情報収集と警戒、安全確保に関すること。 ⑥ 山地災害危険箇所等の巡視、応急対策に関すること。 ⑦ 孤立集落の把握・解消等に関すること。 8 被災者への住宅供給及び住宅復興に係る相談に関すること。 9 応急仮設住宅の用地確保、建築、入居受付及び住宅の応急処理に関すること。 10 災害時の建築指導に関すること。 11 建築基準法の施行に関する報告に基づき「災害時の報告」をするための調査に関すること。 12 住宅金融公庫の災害住宅貸付けに伴う特別な建築確認審査業務の開設に関すること。 13 非常災害時における仮設建設物に対する制限の緩和をする区域を知事に承認を求めて指定する業務に関すること。 14 土地改良区等との連絡調整に関すること。

部	部員	班	分 掌 事 務
上下水道部 (上下水道課長)	上下水道課 税務収納課	水 道 班 (税務収納課長)	① 緊急時用水及び飲料水の確保に関すること。 ② 水道の被害状況の記録統計に関すること。 ③ 峡北地域広域水道企業団との連携に関すること。 ④ 被災地及び避難場所の飲料水の水质保全に関すること。 ⑤ 各配水区域の配水計画、配水弁等の整備並びに保管に関すること。 ⑥ 地下水資源の調査保護に関すること。 ⑦ 外部への支援要請の検討に関すること。 8 指定工事店の動員体制に関すること。 9 上下水道施設設備の復旧に関すること。
		下水道班 (兼上下水道課長)	1 下水道の被害状況の記録統計に関すること。 2 マンホールポンプの運転継続に関すること。 3 県及び釜無川流域関連市町村との連携に関すること。 4 外部への支援要請の検討に関すること。 ⑤ 下水道施設設備の復旧に関すること。
医 療 部 (事務局長)	市立病院	医 務 班 (兼 事務局長)	① 韮崎市医師会、北巨摩医師会、県内公的医療機関との連絡に関すること。 ② 市内医療施設の被害調査に関すること。
		医 療 班 (院長)	① 医療救護班の編制及び治療に関すること。 ② 死体の検案に関すること。 ③ 衛生資材の確保に関すること。
		薬 剤 班 (兼 院長)	① 医薬品の確保に関すること。
教 育 部 (教育課長)	教 育 課	教 育 班 (兼 教育課長)	① 臨時ヘリポートの開設に関すること。 ② 被災児童生徒等の救護に関すること。 ③ 児童生徒等の被災状況の取りまとめ、報告に関すること。 ④ 児童生徒等の保健衛生に関すること。 ⑤ 避難所の開設及び運営に係る学校施設との連絡調整に関すること。 ⑥ 物資配送拠点(市営体育館)の設置及び運営の協力に関すること。 7 応急教育に関すること。(教育施設、教材等の確保) 8 応急仮設住宅等の災害対策用地確保の協力に関すること。
水 防 部 (消防団長)	水防団 (消防団)	水 防 班	① 水、火災その他災害の警戒防護及び現場活動に関すること。 ② 水防信号の発令に関すること。 ③ 避難誘導に関すること。 ④ 災害情報の収集及び伝達の協力に関すること。 ⑤ 救急・救護活動に関すること。 ⑥ 行方不明者及び遺体の捜索に関すること。 ⑦ その他水防団活動に関すること。

※分掌事務の○が付いているものは初動事務、★は福祉班と長寿介護班での共同事務である。

3 水防本部員の出動及び非常配備体制について

1. 全庁初動規定

- (1) 配備要員となった者は水防本部（市役所）への参集を最優先とし、水防本部事務分掌による各部長の指示により行動する。
- (2) 速やかな参集が不可能な場合（負傷や県外出張等）は、本人の安否及び参集可能時期について水防本部に連絡をする。
- (3) 参集後は、別に設ける「部署別初動規定」により業務を行う。
- (4) 配備要員は、災害が長期化する場合は各課（部）5割程度とし、原則12時間を目途に交代で対応する。

2. 配備基準

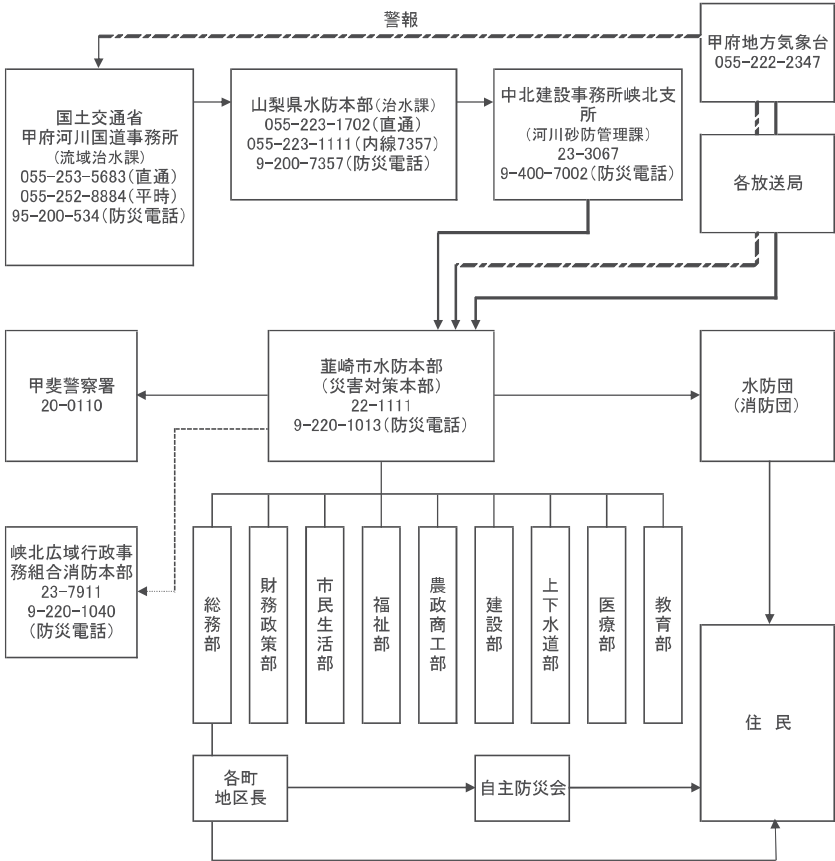
(1)勤務時間中の対応

	配備基準	配備概要	対応事務	配備要員	職員の対応
第1配備	1 気象に関する注意報が発表され、必要と認められるとき	最小限の人員をもって、予測される災害の情報収集を行い、災害発生に備える。	・気象台等からの情報を必要に応じて関係部に伝達	総務課職員 他必要と認める課職員	配備要員以外の職員は通常業務を行う。
	2 その他気象に関する注意報が発表されたとき				
	3 降り始めからの連続雨量が80mmを超えたとき				
	4 その他必要に応じて市長が配備を命じたとき				
第2配備	1 気象に関する警報が発表されたとき	小規模の災害が発生する恐れがあると予測されるため、状況に応じて速やかに第3配備に移行できる体制とする。	・水防本部の設置 ・気象情報の伝達 ・関係機関との連絡 ・被害予想区域へ情報伝達	上記の他、建設課職員 他必要と認める課職員	配備要員以外の職員は通常業務を行うが、第3次配備への移行に備える。
	2 小中規模の水害の発生が予想されるとき				
	3 その他必要に応じて市長が配備を命じたとき				
第3配備	1 気象に関する警報が発表され、被害が予想されるとき	中大規模の災害が発生する恐れがある状況であるため、水防本部を設置し、情報受伝達や応急対策を行う。	・災害対策本部の設置 ・パトロール ・災害情報に関する広報 ・応急対策の実施 ・被害状況調査 ・被害状況を県へ報告 ・各施設管理者及び自主防災組織との連絡	上記の他、財務政策課、デジタル戦略課、農政課、商工観光課、福祉課、こども子育て課、教育課、上下水道課職員 他必要と認める課職員	大規模な土砂災害・洪水及び二次災害の発生に備え、配備要員以外の職員も庁舎からの外出等を控え、必要に応じて水防本部の指示に従う。
	2 土砂災害警戒情報が発表されたとき				
	3 その他必要に応じて市長が配備を命じたとき				
第4配備	1 気象に関する大規模な災害が発生し、又はその恐れがあるとき	全職員を動員し、災害対策に全力を集中する。	及び自主防災組織との連絡 ・その他事務分掌による災害対策業務	全職員	災害発生時に庁舎内にいる職員は直ちに水防本部の指示に従い行動する。 また、庁舎外にいる職員については災害対策本部への参集を最優先とし、対応が不可能である場合は連絡手段を確保し、その旨を報告する。
	2 市内において気象等に関する特別警報が発表されたとき				
	3 その他市内に大きな被害が発生したとき				

(2)勤務時間外の対応

	配備基準	配備概要	対応事務	配備要員	職員の対応
第1配備	1 気象に関する注意報が発表され、必要と認められるとき	最小限の人員をもって、予測される災害の情報収集を行い、災害発生に備える。	・気象台等からの情報を必要に応じて関係部に伝達	宿日直職員 総務課危機管理担当職員 他必要と認める課職員	配備要員は必要に応じて総務課危機管理担当に情報を伝達する。
	2 その他気象に関する注意報が発表されたとき				
	3 降り始めからの連続雨量が80mmを超えたとき				
	4 その他必要に応じて市長が配備を命じたとき				
第2配備	1 気象に関する警報が発表されたとき	小規模の災害が発生する恐れがあると予測されるため、状況に応じて速やかに第3配備に移行できる体制とする。	・水防本部の設置 ・気象情報の伝達 ・関係機関との連絡 ・被害予想区域へ情報伝達	総務課、建設課職員 他必要と認める課職員	配備要員以外の職員は第3次配備への移行が迅速に行えるよう備える。
	2 小中規模の水害が発生が予想されるとき				
	3 その他必要に応じて市長が配備を命じたとき				
第3配備	1 気象に関する警報が発表され、被害が予想されるとき	中大規模の災害が発生する恐れがある状況であるため、災害対策本部を設置し、情報受伝達や応急対策を行う。	・災害対策本部の設置 ・パトロール ・災害情報に関する広報 ・応急対策の実施 ・被害状況調査 ・被害状況を県へ報告 ・各施設管理者及び自主防災組織との連絡	上記の他、財務政策課、デジタル戦略課、農政課、商工観光課、福祉課、こども子育て課、教育課、上下水道課職員 他必要と認める課職員	大規模な災害の発生に備え、配備要員以外の職員は、極力自宅待機とし、必要に応じて水防本部の指示に従う。
	2 土砂災害警戒情報が発表されたとき				
	3 その他必要に応じて市長が配備を命じたとき				
第4配備	1 気象に関する大規模な災害が発生し、又はその恐れがあるとき	全職員を動員し、災害対策に全力を集中する。	及び自主防災組織との連絡 ・その他事務分掌による水防業務	全職員	全職員は直ちに災害対策本部に参集し、本部員の指示により行動する。 また災害対策本部への参集が不可能である場合は、その旨を報告する。
	2 市内において気象等に関する特別警報が発表されたとき				
	3 その他市内に大きな被害が発生したとき				

4 連絡系統図



5 監視警戒

(1) 常時監視

随時区域内の河川を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。
なお、出水期までに当該河川管理者(国土交通省関東地方整備局、中北建設事務所峡北支所)と共に、管内の河川・堤防その他水防に関係ある工作物を巡視するものとする。

(2) 非常時監視

気象の悪化が予想されるときは(1)で述べた監視、警戒をさらに厳重にし、事態に即応した措置を講じなければならない。

第2節 水防団組織

水防管理 団体名	指定の 有無	水防団(消防団)			所管区域	要水防河川			備考
		団体	団員数	連絡先		河川名	左右岸延長(m)		
韮崎市	有	韮崎分団	117		韮崎地区	釜無川	左	7,200	
						塩川	左右	3,461	
						黒沢川	左右	4,400	
"	"	穂坂分団	89		穂坂町	権現沢川	左右	11,800	
						山之蔵沢川	左右	6,600	
						用の沢川	左右	4,000	
						燕沢川	左右	8,000	
"	"	藤井分団	79		藤井町	塩川	右	2,450	
						黒沢川	左右	1,800	
"	"	中田分団	39		中田町	塩川	右	2,000	
						黒沢川	左右	1,400	
"	"	穴山分団	45		穴山町	釜無川	左	2,100	
						須玉川	右	500	
"	"	円野分団	30		円野町	釜無川	右	3,600	
						小武川	右	1,800	
						戸沢川	左右	1,000	
"	"	清哲分団	41		清哲町	釜無川	右	3,300	
						唐沢川	左右	6,800	
						桐沢川	左右	2,000	
						堅沢川	左	1,400	
"	"	神山分団	37		神山村	堅沢川	右	1,300	
						甘利沢川	左	1,800	
						白沢川	左右	1,800	
						八幡沢川	左右	1,200	
					釜無川	右	1,000		
"	"	旭分団	49	旭町	御勅使川	左	1,600		
					割羽沢川	左右	1,000		
					大門沢川	左右	1,000		
					甘利沢川	右	2,200		
"	"	大草分団	40	大草町	釜無川	右	500		
					御勅使川	左	1,000		
					割羽沢川	左右	4,600		
					大門沢川	左右	1,400		
					甘利沢川	右	500		
"	"	竜岡分団	46	竜岡町	釜無川	右	4,100		
					御勅使川	左	2,000		
					割羽沢川	左右	1,600		

第 3 章 重要水防区域

1 重要水防区域

※階級評定：A 最も重要な区間　B 次に重要な区間									
河川名	町・大字	字	左右岸別	延長(m)	重要度		注意を要する理由	水防倉庫	河川管理
					階級	種　別			
釜無川	本町		左	2,141	B	堤体漏水	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	荏崎市第1水防倉庫	国土交通省
	栄		左	360	B	堤体漏水	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	荏崎市第1水防倉庫	国土交通省
	甲斐市	宇津谷	左	1箇所	—	(重点)	堤防満杯流量の最も低い箇所	荏崎市第1水防倉庫	国土交通省
	栄		左	683	B	堤体漏水	堤体の変状が生じるおそれがある箇所	荏崎市第1水防倉庫	国土交通省
	大草町	若尾	右	1箇所	—	(重点)	堤防満杯流量の最も低い箇所	荏崎市第8水防倉庫	国土交通省
	龍岡町	若尾新田	右	1,438	B	水衝・洗掘	堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	荏崎市第8水防倉庫	国土交通省
	龍岡町	下條東割	右	216	B	越水(溢水)	余裕高不足	荏崎市第8水防倉庫	国土交通省
塩川	栄	一丁目	左	104	—	(重点)	堤防満杯流量の最も低い箇所	荏崎市第7水防倉庫	国土交通省
					B	越水(溢水)	余裕高不足		
		一丁目	右	1箇所	— (重点)		氾濫危険水位設定箇所	荏崎市第7水防倉庫	国土交通省
		一丁目	右	140	B	堤体漏水	堤体の変状が生じるおそれがある箇所	荏崎市第7水防倉庫	国土交通省
					B	基礎地番漏水	基礎地番漏水の生じるおそれがある箇所		
		一丁目	右	201	B	堤体漏水	堤体の変状が生じるおそれがある箇所	荏崎市第7水防倉庫	国土交通省
					B	基礎地番漏水	基礎地番漏水の生じるおそれがある箇所		
		二丁目	右	110	B	堤体漏水	堤体の変状が生じるおそれがある箇所	荏崎市第7水防倉庫	国土交通省
					B	基礎地番漏水	基礎地番漏水の生じるおそれがある箇所		
		二丁目	右	131	B	堤体漏水	堤体の変状が生じるおそれがある箇所	荏崎市第7水防倉庫	国土交通省
					B	基礎地番漏水	基礎地番漏水の生じるおそれがある箇所		
御勅使川	龍岡町	下條南割	左	50	B	水衝・洗掘	護岸洗掘おそれあり	荏崎市第9水防倉庫	国土交通省
			左	1箇所	—	(重点)	氾濫危険水位設定箇所	荏崎市第9水防倉庫	国土交通省

河川名	町・大字	字	左右岸別	延長 (m)	重要度		注意を要する理由	水防倉庫	河川管理
					階級	種 別			
御勅使川	龍岡町	下條南割	左	104	B	水衝・洗掘	護岸洗掘のおそれあり	荇崎市 第9水防倉庫	国土 交通省
			左	104	B	水衝・洗掘	護岸洗掘のおそれあり	荇崎市 第9水防倉庫	国土 交通省
			左	112	B	水衝・洗掘	護岸洗掘のおそれあり	荇崎市 第9水防倉庫	国土 交通省
			左	50	B	堤体漏水	堤体の変状が生じる おそれがある箇所	荇崎市 第9水防倉庫	国土 交通省
			左	60	B	水衝洗掘	洗掘されている	荇崎市 第9水防倉庫	国土 交通省
			左	1箇所	一 (重点)	堤防満杯流量の最も 低い箇所	荇崎市 第9水防倉庫	国土 交通省	
塩川	岩下	岩根	左	100	A	工作物(管渠)	堤防高不足	荇崎市 第7水防倉庫	山梨県中北 建設事務所 峡北支所
		更科橋 下流	左	600	A	堤防高	堤防高不足	荇崎市 第7水防倉庫	山梨県中北 建設事務所 峡北支所
	富士見・ 中島	更科橋 上下流	右	800	B	堤防高	護岸老朽	荇崎市 第7水防倉庫	山梨県中北 建設事務所 峡北支所
		藤井町	駒井橋 上流	右	300	A	堤防高	護岸弱し	荇崎市 第6水防倉庫
甘利沢川	神山町	鍋山	左	100	B	堤防高	堤防断面不足	荇崎市 第2水防倉庫	山梨県中北 建設事務所 峡北支所
		右	100	B					
小武川	円野町	小武川橋上	右	100	A	堤防高	堤防高不足	荇崎市 第5水防倉庫	山梨県中北 建設事務所 峡北支所
古川	龍岡町	若尾新田	左	135	A	堤防高	堤防高不足	荇崎市 第8水防倉庫	山梨県中北 建設事務所 峡北支所
			右	135	A				
寺沢川	円野町	上円井	左	20	A	堤防高	堤防高不足	荇崎市 第5水防倉庫	山梨県中北 建設事務所 峡北支所
			右	20	A				
権現沢川	穂坂町	宮久保	左	800	B	堤防高	堤防高不足	荇崎市 第7水防倉庫	山梨県中北 建設事務所 峡北支所
			右	800	B				
釜無川	上祖母石	桐沢橋上流	左	100	A	護岸洗掘	護岸弱し	荇崎市 第4水防倉庫	山梨県中北 建設事務所 峡北支所
	円野町	入戸野橋上流	左	100	A	護岸洗掘	護岸弱し	荇崎市 第5水防倉庫	山梨県中北 建設事務所 峡北支所

2 土砂災害(特別)警戒区域箇所(土石流)

No.	区域名	特別警戒 区域を含む 区域	概ねの位置 (大字)	山梨県 告示番号	告示日
1	箆沢	○	円野町上円井	第59号	平成21年3月2日
2	寺沢川	○	円野町下円井	第59号	平成21年3月2日
3	寺沢川の1	○	円野町下円井	第59号	平成21年3月2日
4	下円井沢の1	○	円野町下円井	第59号	平成21年3月2日
5	下円井沢の2ー1		円野町下円井	第59号	平成21年3月2日
6	下円井沢の2ー2	○	円野町下円井	第59号	平成21年3月2日
7	戸沢		円野町下円井	第59号	平成21年3月2日
8	入戸野沢ー1		円野町入戸野	第59号	平成21年3月2日
9	入戸野沢ー2		円野町入戸野	第74号	平成29年3月23日
10	小石沢川	○	円野町入戸野	第59号	平成21年3月2日
11	唐沢川		円野町入戸野	第59号	平成21年3月2日
12	清明沢ー1		清哲町折居	第59号	平成21年3月2日
13	北沢		清哲町折居	第59号	平成21年3月2日
14	南沢	○	清哲町折居	第59号	平成21年3月2日
15	桐沢川ー1		清哲町折居	第59号	平成21年3月2日
16	老別当		清哲町青木	第59号	平成21年3月2日
17	老別当の1	○	清哲町青木	第59号	平成21年3月2日
18	常光寺沢		清哲町青木	第59号	平成21年3月2日
19	矢口沢	○	清哲町青木	第59号	平成21年3月2日
20	矢口沢の1	○	清哲町樋口	第59号	平成21年3月2日
21	樋口沢		清哲町水上	第59号	平成21年3月2日
22	大洞沢	○	神山町北宮地	第59号	平成21年3月2日
23	八幡沢川		神山町北宮地	第59号	平成21年3月2日
24	白沢北沢	○	神山町鍋山	第59号	平成21年3月2日
25	北沢南沢		神山町鍋山	第59号	平成21年3月2日
26	甘利沢川ー1	○	神山町鍋山	第59号	平成21年3月2日
27	甘利沢川ー2	○	神山町鍋山	第59号	平成21年3月2日
28	甘利沢川ー3	○	神山町鍋山	第59号	平成21年3月2日
29	御坊沢川	○	旭町上條北割	第59号	平成21年3月2日
30	大門沢川ー1		旭町上條中割	第59号	平成21年3月2日
31	大門沢川ー2	○	旭町上條中割	第59号	平成21年3月2日
32	大門沢川ー3		旭町上條中割	第59号	平成21年3月2日
33	倉の沢		旭町上條南割	第59号	平成21年3月2日
34	高森沢ー1	○	旭町上條南割	第59号	平成21年3月2日
35	高森沢ー2	○	旭町上條南割	第59号	平成21年3月2日
36	高森沢の1	○	旭町上條南割	第59号	平成21年3月2日
37	中尾沢の1	○	旭町上條南割	第59号	平成21年3月2日

2 土砂災害(特別)警戒区域箇所(土石流)

No.	区域名	特別警戒 区域を含む 区域	概ねの位置 (大字)	山梨県 告示番号	告示日
38	湯舟沢の1	○	旭町上條南割	第59号	平成21年3月2日
39	湯舟沢の2ー1	○	旭町上條南割	第59号	平成21年3月2日
40	湯舟沢の2ー2		旭町上條南割	第59号	平成21年3月2日
41	湯舟沢の2ー3	○	旭町上條南割	第59号	平成21年3月2日
42	西の沢		旭町上條南割	第59号	平成21年3月2日
43	三之蔵沢	○	穂坂町三之蔵	第73号	平成23年3月7日
44	天白本川	○	穂坂町三之蔵	第73号	平成23年3月7日
45	天白沢	○	穂坂町三之蔵	第73号	平成23年3月7日
46	三之蔵	○	穂坂町三之蔵	第73号	平成23年3月7日
47	日之城沢	○	穂坂町三之蔵	第73号	平成23年3月7日
48	権現沢	○	穂坂町柳平	第73号	平成23年3月7日
49	燕沢ー1	○	穂坂町上今井	第73号	平成23年3月7日
50	燕沢ー2	○	穂坂町上今井	第73号	平成23年3月7日
51	上今井沢の1		穂坂町上今井	第73号	平成23年3月7日
52	上今井沢の2	○	穂坂町上今井	第73号	平成23年3月7日
53	上今井沢の3	○	穂坂町上今井	第73号	平成23年3月7日
54	長久保沢		穂坂町長久保	第73号	平成23年3月7日
55	下新井沢の1	○	穂坂町上今井	第73号	平成23年3月7日
56	下新井沢の2ー1	○	穂坂町上今井	第73号	平成23年3月7日
57	下新井沢の2ー2		穂坂町上今井	第73号	平成23年3月7日
58	久保沢川	○	穴山町久保	第73号	平成23年3月7日
59	権現沢ー1	○	穂坂町柳平・甲斐市亀沢	第102号	平成23年3月14日
60	権現沢ー2		穂坂町柳平・甲斐市亀沢	第102号	平成23年3月14日
61	権現沢ー3	○	穂坂町柳平・甲斐市亀沢	第102号	平成23年3月14日
62	権現沢ー4		穂坂町柳平・甲斐市亀沢	第102号	平成23年3月14日
63	権現沢ー5		穂坂町柳平・甲斐市亀沢	第102号	平成23年3月14日
64	権現沢ー6		穂坂町柳平	第102号	平成23年3月14日
65	権現沢ー7	○	穂坂町柳平	第102号	平成23年3月14日
66	権現沢ー8	○	穂坂町柳平	第102号	平成23年3月14日
67	権現沢ー9	○	穂坂町柳平	第102号	平成23年3月14日
68	権現沢ー10	○	穂坂町柳平	第102号	平成23年3月14日
69	権現沢ー11		穂坂町柳平	第102号	平成23年3月14日
70	権現沢ー12	○	穂坂町柳平	第102号	平成23年3月14日
71	上円井沢	○	円野町上円井	第163号	平成23年3月28日
72	湯沢	○	清哲町青木	第163号	平成23年3月28日
73	青木沢	○	清哲町青木	第163号	平成23年3月28日

第 4 章 ダム水こう門等及びその操作

ダム水こう門等の操作担当者

河川名	名 称	位 置	管 理 者	連絡先	構 造
小武川	れんごうせき 連合堰	円野町上円井	上円井区長		手 動 巻 上 式
小武川	かうすつばらせき 瀬原堰	円野町上円井	上円井区長		手 動 巻 上 式
甘利沢川	やまだせき 山田堰	神山村鍋山	鍋山区長		木 扉
甘利沢川	ごうせき 郷堰	神山村鍋山	若尾区長		ハ ン ド ル 式
釜無川	にらさきようすい 韭崎用水	一ツ谷	韭崎市建設課		手 動 巻 上 式
釜無川	うばいしようすい 祖母石用水	上祖母石	下祖母石区長		手 動 巻 上 式
釜無川	ばらのきようすい 荊ノ木用水	穴山町三ツ石	上祖母石区長		手 動 巻 上 式
釜無川	とくしませき 徳島堰	円野町上円井	徳島堰土地改良区		電 動 式
甘利沢川	やまぐちようすい 山口用水	旭町上條北割山口	山口区長		木 扉
釜無川	えびましようすい 海老島用水	大草町若尾	若尾新区長		手 動 巻 上 式
釜無川	ちからいしせき 力石堰	竜岡町若尾新田	力石堰組合長		手 動 巻 上 式
釜無川	しんでんせき 新田堰	穴山町上新田	新田堰組合長		電 動 式
須玉川	あなやまかめいしせき 穴山亀石堰	穴山町滝林	穴山亀石堰組合長		手 動 巻 上 式
須玉川	なかだかめいしせき 中田亀石堰	中田町小田川西林	中田亀石堰組合長		手 動 巻 上 式
塩川	たてなしせき 楯無堰	穂坂町宮久保上ノ原	楯無堰土地改良区		ハ ン ド ル 式
塩川	ふじいせき 藤井堰	中田町小田川屋敷	韭崎市建設課	0551-22-1111	ハ ン ド ル 式

第 5 章 水防倉庫備蓄資材及び器具並びに輸送

- 1 水防倉庫を下記のとおり設置し、管理は建設課計画管理担当が行う。
- 2 水防倉庫の備蓄資材及び器具の配備は次のとおりとし、不足が生じた場合は直ちに補充しておくものとする。
- 3 資材確保のため水防区域の竹木などを調査すると共に、農家及び各業者等の手持資材を調査し緊急時の補給に備えること。
- 4 市内の重要水防区域(P. 9～10)について、あらゆる状況を想定した輸送経路見取図を作成し、山梨県中北建設事務所 峡北支所に提出しておくものとする。
※見取図には道路幅員を記入。また万一に備えた多角的輸送経路図としておくものとする。

(1) 水防倉庫一覧(※位置図 P. 44～50)

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
第1水防倉庫：市役所倉庫	水 神 一 丁 目 3 番 1 号	第6水防倉庫：小 田 川	北杜市明野町小笠原6667番地1
第2水防倉庫：武田橋々詰	水神一丁目4735番5先	第7水防倉庫：若 宮 道 喜	若宮二丁目1714番先
第3水防倉庫：水 神	水神一丁目4759番4先	第8水防倉庫：若 尾 新 田	龍岡町若尾新田222番地2
第4水防倉庫：青 木	清哲町青木1232番地1	第9水防倉庫：御勅使上橋々詰	旭町上條南割3314番地13
第5水防倉庫：穴山橋々詰	円野町上円井1937番地9		

(2) 水防倉庫備品一覧

河川名 倉庫名 資器材名	釜無川					塩川		釜無川	御勅使川	計
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
	市役所倉庫	武田橋々詰	水 神	青 木	穴山橋々詰	小 田 川	若 宮 道 喜	若 尾 新 田	上 橋 御 々 勅 使 詰	
剱スコップ(丁)	18	3		2	3	3	3	3	3	38
角スコップ(丁)	8	2		2	2	2	2	2	2	22
ツルハシ(丁)	5	2		1	2	2	2	2	2	18
鍬(丁)	11	5		3	5	5	5	5	5	44
鉋(丁)	2	1		1	1	1	1	1	1	9
鋸(丁)	10	1		1	2	1	1	1	1	18
ペンチ(丁)	4	1		1	1	1	1	2	2	13
カッター(丁)	3	2			2	1	2	2	2	14
掛矢(丁)	12	2		1	2	2	2	2	2	25
シート(枚)	2	1		1	1	1	1	1	1	9
照明器(灯)	24									24
竈口(本)	3	2		2	3	2	2	2	2	18
土のう袋(枚)	4,500	200		400	400	200	400	1,000	400	7,500
鉄線蛇籠(本)	2	20		20	20	10	3	30	20	125
竹蛇籠(本)				10		20	5	17	14	66
木材(基)					3		1	5		9
縄(巻)	13	5		7	9	5	5	6	4	54
鉄線(巻)	8	9		2	2		2	2	2	27
杭(本)	8			16	13	20	18		18	93
栗石(m)		1								1

第 6 章 避難勧告、指示などの発令基準

第1節 洪水

- 1 水防法第10条第3項及び第11条の規定により県知事から洪水状況の通報を受けたときは、水防管理者は直ちに山梨県中北建設事務所峡北支所長と連絡をとり管内へ洪水状況を速やかに通報しなければならない。
- 2 水防管理者は、山梨県中北建設事務所峡北支所長または水位観測者より洪水状況の通知を受けた時又はその他出水の恐れありと察知した時は、直ちに連絡員を派遣し水位の変動を監視する。

水位観測所一覧表 (単位:m)								
河川名	水位観測所名	水位観測所位置	建設事務所名	水防団待機(通報)	はん濫注意(警戒)	避難判断(特別警戒)	関係団体	管理者
富士川(釜無川)	船山橋	龍岡町若尾新田	峡北	1.50	2.00	2.00	韮崎市・甲斐市	国土交通省
塩川	岩根橋	藤井町北下條	峡北支所	0.80	1.70	2.10	韮崎市	山梨県
塩川	甲斐市金剛地	甲斐市宇津谷	中北建設事務所	—	(6.60)	(7.60)	韮崎市・甲斐市	国土交通省
御勅使川	龍岡町堀切	南アルプス市野牛島	〃	—	(1.30)	1.50	韮崎市・南アルプス市	〃
小武川	小武川橋	北杜市武川町宮脇1432-5	峡北支所	1.00	1.80	—	韮崎市・北杜市	山梨県
釜無川	穴山橋	円野町上円井1891	〃	1.10	1.70	1.70	韮崎市	〃
御勅使川	御勅使上橋	旭町上條南割3314	〃	1.60	2.00	2.00	韮崎市・南アルプス市	〃
()内は参考値								

第2節 土砂災害

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項の規定により、本市で土砂災害の発生の可能性がある場合は、下表のとおり判断基準を定める。なお、運用にあたっては、山梨県が発令する「土砂災害警戒情報」や今後の気象予測、警戒区域の巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

区分	現地による基準	気象情報等による基準			土砂災害警戒情報による基準
		前日までの連続雨量が ¹ 100mm以上の場合	前日までの連続雨量が ⁴ 40～100mmの場合	前日まで降雨が ⁵ 無い場合	
高齢者等避難	湧水、地下水に濁り等が見つかった時	当日雨量が ⁹ 50mmを超えた時	当日雨量が ⁸ 30mmを超えた時	当日雨量が ¹ 100mmを超えた時	—
避難指示	渓流付近の斜面崩壊等が見つかった時	当日雨量が ⁹ 50mmを超え、時間雨量が ³ 30mmを超えた時	当日雨量が ⁸ 30mmを超え、時間雨量が ³ 30mmを超えた時	当日雨量が ¹ 100mmを超え、時間雨量が ³ 30mmを超えた時	発表された時土砂災害危険度情報 ⁶ ヘルカが表示された時
	近隣で土砂災害が発生し、流木・斜面亀裂等が見つかった時	—	—	—	—

第 7 章 出動及び作業

第1節 水防管理団体の非常配備

- 1 水防管理者は管下の水防団(消防団)を非常配備につかせるための指令は次の場合に発するものとする。

(1) 水防管理者が自らの判断により必要と認める場合

(2) 知事からの警報事項の伝達を受けた場合

(3) 緊急にその必要があるとして国土交通省関東地方整備局長又は山梨県知事から指示があった場合
- 2 本部員の非常配備
第2章第1節水防本部機構、P.6「水防本部員の出動及び非常配備体制について」を参照。
- 3 水防団(消防団)に対する非常態勢

(1) 待 機
水防団(消防団)の連絡員を本部に詰めさせ、団長はその後の情勢を把握することに努め、また水防団各分団は直ちに次の段階に入り得るような状態におくものとする。待機命令は次の状況の際に発する。

① 洪水予報が発せられたとき

② その他予報等が発せられたとき

(2) 準 備
水防団(消防団)の各分団長等役員は、所定の詰所に集合し、また資器材の整備点検、作業人員配備計画等にあたり水上危険ある工作物のある箇所への団員の派遣、水位観測、堤防監視等のため一部団員を出動させる。準備命令は概ね次の状況の際発するものとする。

① 河川の水位が通報水位に達し、なお上昇の恐れがあり、かつ出動の必要が予測されるとき

② 水防警報が通知されたとき

③ 自ら必要と認めたとき

(3) 出 動
水防団(消防団)の一部または全員が所定の詰所に集合し、出動命令は概ね次の状況の際に発するものとする。

① 河川の水位が警戒水位に達し、なお上昇の恐れがあるとき

② 水防警報(出動)が通知されたとき

③ 自ら出動の必要を認めたとき

(4) 安全配慮

① 水防活動は原則として複数人で行う。

② 水防活動時には、ラジオの携行等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。

③ 水防活動時の安否確認を可能にするため、非常時でも利用可能な通信機器を携行する。
- 4 報 告
次の場合には水防管理者は中北建設事務所峡北支所に報告するものとする。

(1) 警戒水位に達し、またそれ以外の場合においても水防団(消防団)が出動したとき、この場合水防管理者はその所轄区域内に出動信号を発すると共に韮崎警察署に通報するものとする。

(2) 危険が増大し水防事業を開始したとき

(3) 堤防その他の異常を発見したとき
- 5 注意事項

(1) 水防本部員は常に気象状況の変化に注意し、水防命令が予想されるときは出動しなければならない。

(2) 第1配備発令後はできる限り火急の外出をさけ待機しなければならない。

(3) 非常勤者はみだりに勤務場所を離れてはならない。

(4) その他勤務代行者はあらかじめ自己の勤務すべき時期を確認しておき、水防事務に支障をきたさないようにしなければならない。

第2節 水防事業

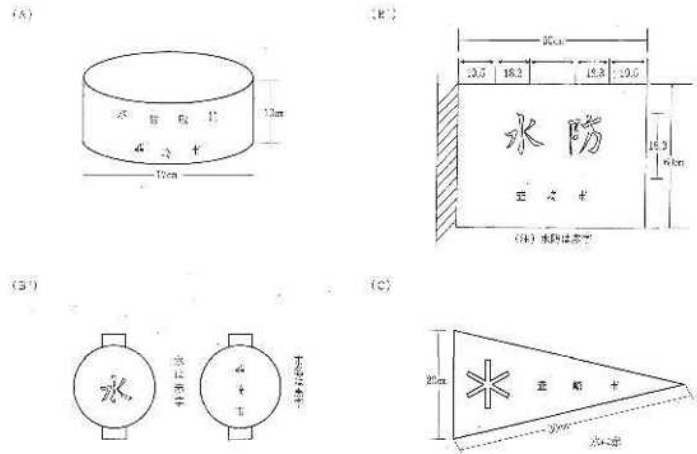
- 1 水防工法 (P. 37～43)

- 2 水防上の注意
- (1) 水防団員は出動前によく家事を整理し、万一家人が待避する場合における待避要領等を家人に伝え後顧の憂いなくし、一旦出動したなら命令なくして部署を離れる等勝手な行動をしてはならない。
- (2) 作業中は終始敢闘精神をもって上司の命に従い、団体行動をとらなければならない。
- (3) 作業中は私語を慎み言動に注意し、特に夜間は「溢水」「破堤」等の想像上の言語を用いてはならない。

第3節 水防標識及び身分証明

水防作業を正確迅速、かつ規律正しく団体行動をとらせるため、次のように定める。

- 1 水防要員の標識(A)
- (1) 左胸に腕章を付ける。
- 2 屯所の標識
- (2) 屋間の標識(B)
- (3) 夜間は堤灯を掲げる(B²)
- 3 水防用自動車優先通行標識(C)



水 防 公 務 証

表	
8.4 c m	第 号
水 防 公 務 証	
氏 名	
生 年 月 日	
身 分 職 名	
水 防 公 務 証	
6.0 c m	

裏	
心 得	
1 記名以外の者の使用を禁ず	
2 本証の身分に変更のあったときは速やかに訂正を受けること	
3 本証の身分を失ったときは直ちに本証を返還すること	
4 本証は水防法第36条第2項による立入証である	

第4節 水防信号

種 類	説 明	警 戒 信 号	サイレン
第1信号	量水標の水位が警戒水位に達し、なお増大の恐れのあることを知らせるもので水防関係者が待機し、資材の手配・準備する。	○休止 ○休止 ○休止	約5秒 約15秒 約5秒 約15秒 約5秒 ○—— 休止 ○—— 休止 ○——
第2信号	水防機関に属する全員が出勤すべきことを知らせる。	○—○—○ ○—○—○ ○—○—○	約5秒 約6秒 約5秒 約6秒 約5秒 ○—— 休止 ○—— 休止 ○——
第3信号	水防管理団体の区域内に居住するものの出勤すべきことを知らせる。	○—○—○—○ ○—○—○—○ ○—○—○—○	約10秒 約5秒 約10秒 約5秒 約10秒 ○—— 休止 ○—— 休止 ○——
第4信号	必要と認める区域内の居住者に避難のため立退くべきことを知らせる	乱 打	約1分 約5秒 約1分 約5秒 ○—— 休止 ○—— 休止
地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防信号を発する。			

第5節 決壊の通報

堤防等の破堤又はこれに準ずべき事態が発生した場合、水防法第25条の規定により直ちにその旨を中北建設事務所 峡北支所長及び氾濫の及ぶ隣接の水防管理団体に通報しなければならない。

第6節 避難のための立退

- 1 水防管理者は自ら防御する堤防等が破堤した場合又は破堤の危機にひんした場合には直ちに必要と認める区域の居住者に対し立ち退き又はその準備を指示すると共に立退先及びその経路を選定しておくものとする。
- 2 水防管理者は立退きを又は準備を指示した場合は当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知するものとする。

第7節 水防解除

水位が警戒水位以下に減じ水防警戒の必要がなくなったときは、水防管理者は水防を解除し、これを一般に周知させると共に中北建設事務所 峡北支所を通じ知事にその旨を報告するものとする。

第 8 章 訓 練

第1節 水防訓練

- 1 市は6月末までに県水防指導員の指導により水防訓練を行うものとする。
- 2 訓練要領は県総合水防演習に準じ中北建設事務所 峡北支所長と協議のうえ次の訓練を行うものとする。

(1) 観 測

(2) 通 報

(3) 動 員

(4) 輸 送

(5) 工 法

(6) 避 難

第2節 情報伝達訓練

- 1 市は6月末までに、県水防本部(県土整備部治水課)の指導により土砂災害等を想定した情報伝達訓練を行うものとする。
- 2 市は6月末までに、大門 ・塩川両ダム管理事務所の指導により、放流時の危害防止の措置等を想定した情報伝達訓練を行うものとする。
- 3 1の情報伝達訓練は災害時を想定している為、総務課所管の防災電話及び防災FAXを使用するものとする。

第 9 章 関係機関の協力及び応援

第1節 河川管理者の協力

- 1 直轄河川における河川管理者関東地方整備局長は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

(1) 水防管理団体に対して、河川に関する情報(河川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、CCTVの映像、ヘリ巡視の画像等)の提供

(2) 水防管理団体に対して、氾濫(決壊又は溢流)想定地点ごとの氾濫水到達市町村の事前提示、及び水防管理者等から異常な漏水等についての通報を受けた場合には通報すべき関係者(関係機関・団体)の提示

(3) 堤防が決壊したとき又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは河川管理者による関係者及び一般への周知

(4) 重要水防箇所 の合同点検の実施

(5) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加

(6) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供

(7) 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣
- 2 河川管理者山梨県知事は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

(1) 水防管理団体に対して、河川に関する情報(管理する河川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、CCTVの映像)の提供

(2) 水防管理団体に対して、氾濫(決壊又は溢流)想定地点ごとの氾濫水到達市町村の事前提示、及び水防管理者等から異常な漏水等についての通報を受けた場合には通報すべき関係者(関係機関・団体)の提示

(3) 堤防又はダムが決壊したとき又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したとき(氾濫発生情報を発表する場合を
- 21-
- 22-

- 除く)、河川管理者による関係者及び一般への周知
- (4) 重要水防箇所の合同点検の実施
- (5) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- (6) 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

第2節 隣接市との協定事項

- 1 水防管理者は隣接市と協定し、次の場合相互に連絡するものとする。
- (1) 水位の連絡通報
- (2) 出水の恐れある場合の通報
- (3) 危険が増大し水防作業を開始したとき
- (4) 隣接地の堤防が決壊した場合
- (5) 隣接地の家屋・耕地等が流失、浸水した場合
- (6) 水位が低下し水防警戒がなくなった場合

- 2 連絡方法は最も迅速なる方法をもって行うものとする。

第 10 章 公 用 負 担

- 1 公用負担権限
- 水防法第28条の規定により、水防のため必要があるときは水防管理者又は消防機関の長は次の権限を行使することができる。
- (1) 必要な土地の一時使用
- (2) 土石、竹木その他の資材の使用もしくは収用
- (3) 車両その他の運搬用器機の使用
- (4) 工作物、その他の障害物の処分

- 2 公用負担命令権限証
- 水防法第28条の規定により公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者又は消防機関の長にあっては、その身分を示す証明証を、その他委任を受けた者にあっては次のような証明証を携行し、必要がある場合にはこれを提示する。

公用負担命令権限証	
身分	所属
氏 名	
上記の者に の区域における水防法第28条第1項の権限行使を委任したことを証明する。	
年 月 日	市 長 氏 名 

- 3 公用負担命令書
- 水防法第28条第2項の規定により公用負担を命ずる権限を行使する際は、原則として次のような命令書を目的の所有者、管理者又はこれに準ずべき者に手渡しして、これをなすものとする。

公用負担命令書			
第 号	目的物種類	種 類	員 数
	負担の内容	使 用	権 用 人分
年 月 日			
		藍 崎 市 長	
		事務取扱者	印
何 某 殿			

第 11 章 そ の 他

第1節 水防顧末報告

- 水防が終結した時は、水防管理者は遅滞なく「水防実施状況報告書(P. 28)」を中北地域県民センターに報告する。

第2節 水防記録

- 次により水防記録を作成しておくものとする。

- 1 天候の状況ならびに警戒中の水位観測表
- 2 警戒出動及び解除命令の時刻
- 3 水防団長又は消防機関に属する者の出動の時期及び人員
- 4 水防作業の状況
- 5 堤防その他の施設の異状の有無及びこれに対する処理とその効果
- 6 使用資材の種類及び員数とその消耗分及び回収分
- 7 水防法第28条による収用又は使用器具・資材の種類及び使用場所
- 8 障害物を処分した数量及びその事由並びに除去の場所
- 9 土地を一時使用したときはその箇所及び所有者住所氏名とその事由
- 10 応援の状況
- 11 居住者出動状況
- 12 警察の援助状況
- 13 現場指導官公吏の氏名
- 14 立退きの状況及びそれを指示した事由
- 15 水防関係者の死傷
- 16 殊勲者及びその功績
- 17 以後水防につき考慮をする点、その他水防管理者の所見
- 18 堤防その他の施設にして緊急を要するものが生じた時はその場所及びその損傷状況
- 19 その他必要な事項

第3節 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

- 1 浸水想定区域の指定
- 水防法 14 条に基づき、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し水害による被害の軽減を図るため、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を河川管理者（国・県）が指定・公表する。浸水想定区域が指定・公表された場合、本市は当該浸水想定区域ごとに洪水ハザードマップを作成し、洪水予報等や避難情報の伝達方法や避難所等の水害に対する避難措置について、市民への周知徹底を速やかに行なう。

河川名	指定・公表の状況	指定・公表者（河川管理者）
釜無川	平成 14 年度 指定・公表	国土交通大臣
御勅使川・塩川	平成 18 年度 指定・公表	国土交通大臣
塩川	平成 19 年度 指定・公表	山梨県知事
釜無川・御勅使川	令和元年度 指定・公表	山梨県知事

- 2 要配慮者施設に対する洪水予報等の伝達体制
- 災害発生時に各種警報や情報の入手が困難で避難等に介助が必要な高齢者、障がい者、乳幼児その他の防災上、特に配慮を要する者が利用する要配慮者施設（本計画に施設の名称及び所在地を定めたものに限る）へ洪水予報等の伝達を行う必要がある。このため、これらの要配慮者施設に対する洪水予報等の伝達体制について次のとおり定める。

- （１）洪水予報等の伝達体制及び伝達情報
- 本市では要配慮者施設に対し、別表に定める伝達経路（P. 30）により防災行政無線・電話・FAX を使用し、次の情報を周知する。

	予報種類	情報名	発表基準
富士川（釜無川）・塩川・御勅使川	洪水警報（発表） 又は洪水警報	氾濫発生情報 又は 氾濫発生情報（氾濫水の予報）	・ 氾濫が発生したとき ・ 氾濫が継続しているとき
		氾濫危険情報	・ 氾濫危険水位に到達したとき ・ まもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき（県 P11 参照）
		氾濫警戒情報	・ 氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・ 避難判断水位に到達し、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・ 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く） ・ 避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）
	洪水注意報（発表） 又は洪水注意報	氾濫注意情報	・ 氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき

			・ 避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき
	洪水注意報（警戒解除）	氾濫注意情報（警戒情報解除）	・ 氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く） ・ 氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く）
	洪水注意報解除	氾濫注意情報解除	・ 氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき

※ 御勅使川及び塩川の国管理部分については、水位情報のみ発表

- （２）浸水想定区域内の要配慮者施設への情報伝達
- 水防法 15 条に基づき、浸水想定区域内において主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の防災上、特に配慮を要する者が利用する施設で、当該施設利用者の洪水時における円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設は、次のとおりとする。

浸水想定区域内の要配慮者施設

施設名	所在地	電話番号
デイサービスセンターあずまや	下祖母石 2285 番地	0551-37-5271
ビリーブ	下祖母石 2301 番地	0551-45-7455
恵信韭崎相互病院	一ツ谷 1865 番地 1	0551-22-2521
デイサービスらっく楽	水神 1 丁目 10 番 6 号	0551-22-1602
らっく楽キッズ	水神 1 丁目 10 番 6 号	0551-22-1602
ジリツアカデミージュニア韭崎	水神 1 丁目 15 番 40 号	0551-30-7758
こすもす本町通りデイサービスセンター	本町 1 丁目 10 番 1 号	0551-23-6188
愛生幼稚園	本町 1 丁目 14 番 15 号	0551-22-0141
すみれ韭崎保育園	本町 1 丁目 17 番 15 号	0551-22-0118
韭崎小学校	本町 2 丁目 2 番 41 号	0551-22-2145
てくてく保育園韭崎	本町 2 丁目 9 番 36 号	0551-35-9233
韭崎市立病院	本町 3 丁目 5 番 3 号	0551-22-1221
韭崎高等学校	若宮 3 丁目 2 番 1 号	0551-22-2415
プレステージ・まかべ	若宮 1 丁目 10 番 7 号	
通所リハビリテーション虹の郷韭崎	若宮 1 丁目 2 番 50 号 ニコ 3F	0551-45-7437
デイサービスセンター虹の郷韭崎	若宮 1 丁目 2 番 50 号 ニコ 3F	0551-22-6135
韭崎市子育て支援センター	若宮 1 丁目 2 番 50 号 ニコ 3F	0551-23-7676
韭崎カトリック白百合幼稚園	若宮 3 丁目 10 番 1 号	0551-22-2455
韭崎おはな産婦人科	富士見 1 丁目 3 番 9 号	0551-22-1070
ハイツわたげ	富士見 1 丁目 6 番 8 号	0551-22-8877
山梨英和ダグラスこども園	富士見 2 丁目 2 番 25 号	0551-22-0707
フルリールにらさき	富士見 2 丁目 15 番 27 号	0551-30-2211

施 設 名	所在地	電話番号
ブレステージ	富士見 3 丁目 8 番 7 号	0551-22-0036
ふたば	富士見 3 丁目 17 番 31 号	0551-23-3844
Lua	中島 2 丁目 2 番 7 号	0551-22-8458
キヅキ	栄 1 丁目 2 番 5 号	0551-30-7300
メディホス韭崎	栄 1 丁目 7 番 46-2 号	0551-30-7819
ショートステイ韭崎大	栄 1 丁目 7 番 46-2 号	0551-45-6452
かやの木ハイツ	岩下 1010 番地	0551-45-9830
W a i W a i	岩下 1232 番地	0551-30-4431
デイサービスリハビリステーションこんね藤井	藤井町駒井 2658 番地 1	0551-45-7817
韭崎東中学校	藤井町南下條 371 番地	0551-22-2635
フレンズ	穴山町 8708 番地	0551-23-6525
韭崎北西小学校	清哲町青木 193 番地 1	0551-22-0692
グルーブホーム武田の里	神山町北宮地 8 番地	0551-23-3377
韭崎西中学校	神山町鍋山 1 番地 1	0551-22-1431
清山寮	旭町上條南割 3248 番地 1	0551-22-0639
県立北病院	旭町上條南割 3314 番地 13	0551-22-1621
県立あゆみの家	旭町上條南割 3314 番地 13	0551-22-3273
県立富士見支援学校 旭分校	旭町上條南割 3314 番地 13	0551-22-7144
県立あけぼの支援学校	旭町上條南割 3251 番地 1	0551-22-6131
県立あけぼの医療福祉センター	旭町上條南割 3251 番地 1	0551-22-6111
県立あけぼの医療福祉センター成人寮	旭町上條南割 3251 番地 1	0551-30-0111
あさひワークホーム	旭町上條南割 3294 番地	0551-22-7144
みだい寮	旭町上條南割 3561 番地 1	055-285-4292
大草デイサービスセンターこぶし荘	大草町若尾 1680 番地	0551-23-5080
韭崎工業高等学校	龍岡町若尾新田 50 番地 1	0551-22-1531
ドリーム	龍岡町若尾新田 517 番地	0551-23-1901
リーフ韭崎	龍岡町若尾新田 849 番地 1	0551-22-0005
甲州デイサービスセンター韭崎事業所	龍岡町若尾新田 850 番地 1	0551-21-3600
こぶしの家	龍岡町下條東割 1229 番地	0551-23-0633

- （３）洪水ハザードマップの作成・公表
- 河川管理者（国・県）が、浸水想定区域を指定した場合、当該浸水想定区域における洪水予報等の伝達方法、避難所、その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項等を定めた洪水ハザードマップを作成・公表する。
- ※ 洪水・土砂災害ハザードマップ縮小版（P. 4 5 ～ 4 9）

第 4 節 土砂災害（特別）警戒区域における円滑かつ迅速な避難を確保する
ための措置

- （１）土砂災害（特別）警戒区域の指定
- 土砂災害（特別）警戒区域は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下：土砂法）第 6 条に基づき、土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、また土砂災害の防止のための対策の推進を図るために山梨県知事が基礎調査を行ない、該当箇所を指定するものである。
- ※ 指定箇所一覧（P. 1 1 ～ 1 4）
- （２）土砂災害時の要配慮者施設への情報伝達
- 土砂法第 7 条第 2 項により、土砂災害（特別）警戒区域内に立地する高齢者、障がい者、乳幼児その他の防災上、特に配慮を要する者が利用する要配慮者施設については、より円滑な警戒避難行動がとれるよう施設ごとに防災組織を確立し、避難確保計画を策定することが求められている。
- 市は各施設の避難確保計画を点検・共有し、防災組織責任者と相互連絡ができる体制を整えている。

土砂災害警戒区域内の要配慮者施設		
施設名	所在地	電話番号
ジリツアカデミージュニア韭崎	水神 1 丁目 15 番 40 号	0551-30-7758
韭崎市立病院	本町 3 丁目 5 番 3 号	0551-22-1221
韭崎北西小学校	清哲町青木 193 番地 1	0551-22-0692
介護老人保健施設 あさひホーム	旭町上條中割 473 番地	0551-23-3500
有限会社ひだまり	旭町上條北割 2745 番地	0551-22-8831
山梨県立あゆみの家	旭町上條南割 3314 番地 13	0551-22-3273

- （３）土砂災害ハザードマップの作成・公表
- 市は、山梨県知事が土砂災害（特別）警戒区域を指定・公表した時は、土砂法第 7 条第 3 項の規定に基づき、速やかに土砂災害ハザードマップを作成し、市民へ周知することに努めなければならない。

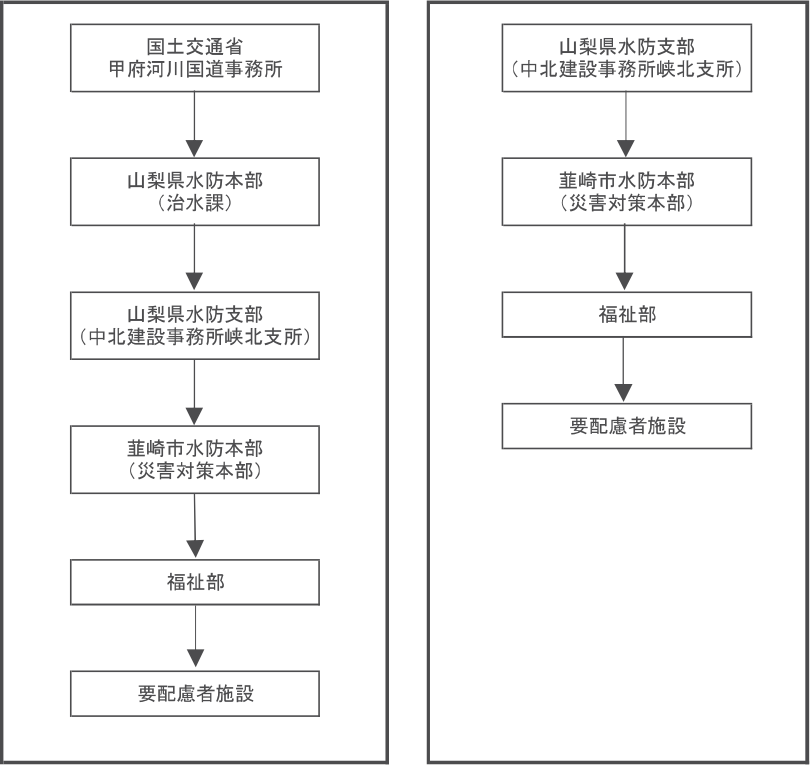
水防実施状況報告書

														作成責任者		印		
管 理 団 体 名												指 定 非 指 定 の 別						
水 防 実 施 時 の 台 風 名 又 は 豪 雨 名												報 告 年 月 日		年 月 日				
場 所		川 右 岸 地 先										管理団体		県支出金		合 計		
口 時		自 月 日 至 月 日										人 件 費 所 有 資 材 使 用 資 材	手 当		円		円	
出 動 人 員		水防団員 消防団員 その他 計											そ の 他					
		人 人 人 人											資 材 費					
													器 材 費					
													燃 料 費					
水 防 作 業 の 概 況 及 び 工 法		工 法 箇 所 m										雑 費						
												計						
												合 計						
水 防 の 効 果		堤防	田	畑	家	鉄	道	路	人	使用資材	か ま す 、 依							
	効 果										む し ろ							
		被 害										な わ						
													丸 太					
											そ の 他							
他の団体よりの応援の状況												立ち退きの状況及びそれを指示した理由						
居住者出動状況												水防功労者の氏名年齢所属及びその功績概要						
警察の援助状況												堤防その他の施設等の異常の有無及び緊急工事を要するものが生じたときはその場所及び損傷状況						
現場指導官公吏・氏名												水防活動に対する自己批判						
水防関係者の死傷												備 考						

要配慮者施設への情報伝達経路図

■富士川(釜無川)・御勅使川・塩川(国管理)洪水予報等の伝達

■塩川(県管理)洪水予報等の伝達
■釜無川・御勅使川(水位周知河川)の水位情報等の伝達

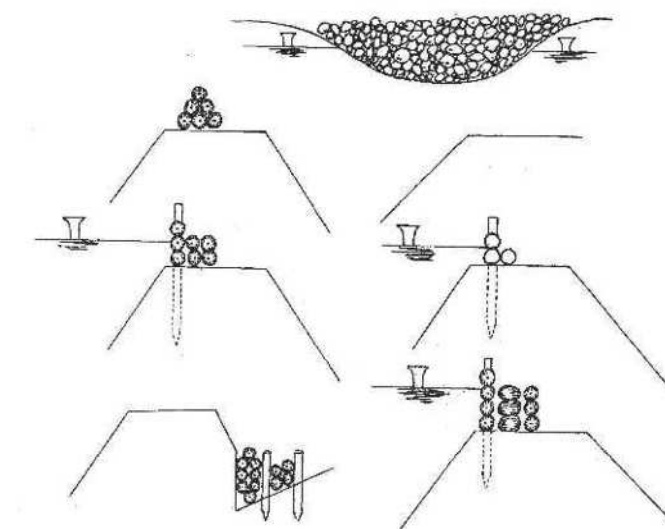


※ 要配慮者施設への伝達経路以外は省略

資 料

水 防 工 法

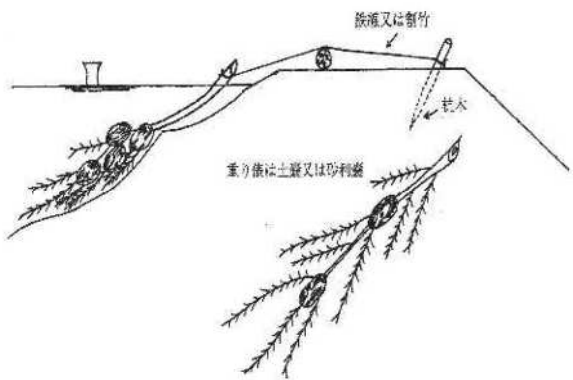
積 土 囊
フルコン土囊
かます



この工法は堤体の沈下の場合或は堤高以上の水位に達するときは尖端表肩より50cm乃至1mを隔て所要の高さまで土俵或は土のうを以て横立てるものとする。

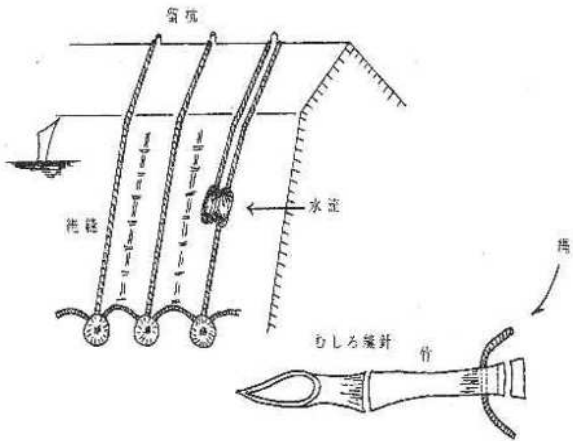
一材料 空俵および縄 杭木または青竹

掛木(又は竹流し)



樹木の種類は杉、桧、栂等多く且つ強いものを良とする。
こずえを下にして欠口に流し掛枝に土俵又は砂利俵の重しを結び
付け
替竹或いは鉄線にて尖端の留杭につなぎ留るものとする。
立木を得るに不便の場合は葉付竹数本を束ねて水流同様流す。

むしろ張り



堤防の表法の垂下り或いは波欠けを防止する方法でむしろとむしろとを縫い
合わせ
竹を取り付け土俵を縛り之を巻き置きて法面に転動してその元付は鉄線にて
留杭につなぐ
材 料 (土嚢・かます) 縄 むしろ 竹 杭木 鉄線

中 聖 牛 一 組 当 り 材 料 表

名 称	材 料	長	末 口	本 数	單 位	摘 要
棟 木 桁 木	雜 木	7.30	0.12	3.0	本	棟木1本 桁木2本
前合掌木梁木	〃	4.50	0.12	5.0	〃	前合掌木2本 梁木3本
中 合 掌 木	〃	3.50	0.12	2.0	〃	
前 立 体	〃	3.60	0.09	1.0	〃	
砂 払 木	〃	4.50	0.09	1.0	〃	
後 合 掌 木	〃	2.70	0.09	2.0	〃	
棚 敷 木	〃	3.60	0.09	10.0	〃	
結 束 鉄 線	10#					10.0 kg
重 籠	蛇 籠	4.50	0.45	8.0	本	
尻 押	〃	3.60	0.45	3.0	〃	
詰 石	栗 石			9.38	m ²	

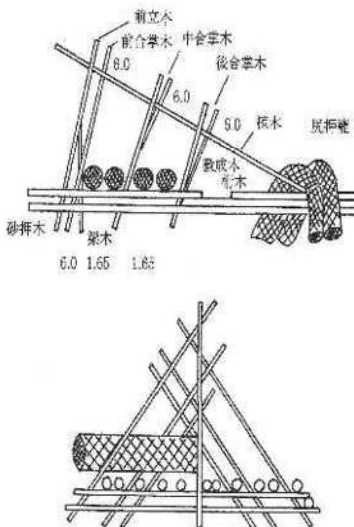
組立要件

- 1.組立掌木2本 砂払木結束3ヶ所
- 2.前合掌木と棟木
- 3.桁木左右2本と前合掌木の結束3ヶ所
- 4.中合掌木と棟木 桁木2本結束3ヶ所
- 5.後合掌木と棟木 桁木2本の結束3ヶ所
- 6.梁木3本を桁木に結束
- 7.前立木と前合掌木梁砂払木の結束3ヶ所
- 8.柵敷木を梁木3本に結束36ヶ所
- 9.重籠をのせる(籠と籠を束ぐ)
- 10.尻押 〃 (〃)

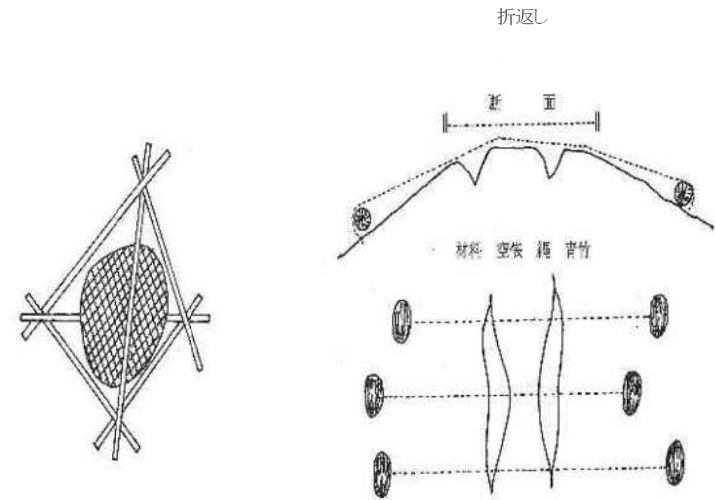
結束は柵敷木を除き凡て8回巻とし合掌木は各組とも2本宛

上部は針巻とする。

桁木の右部は尖端より10度位尻の方を上げ目にする。



三角 枠

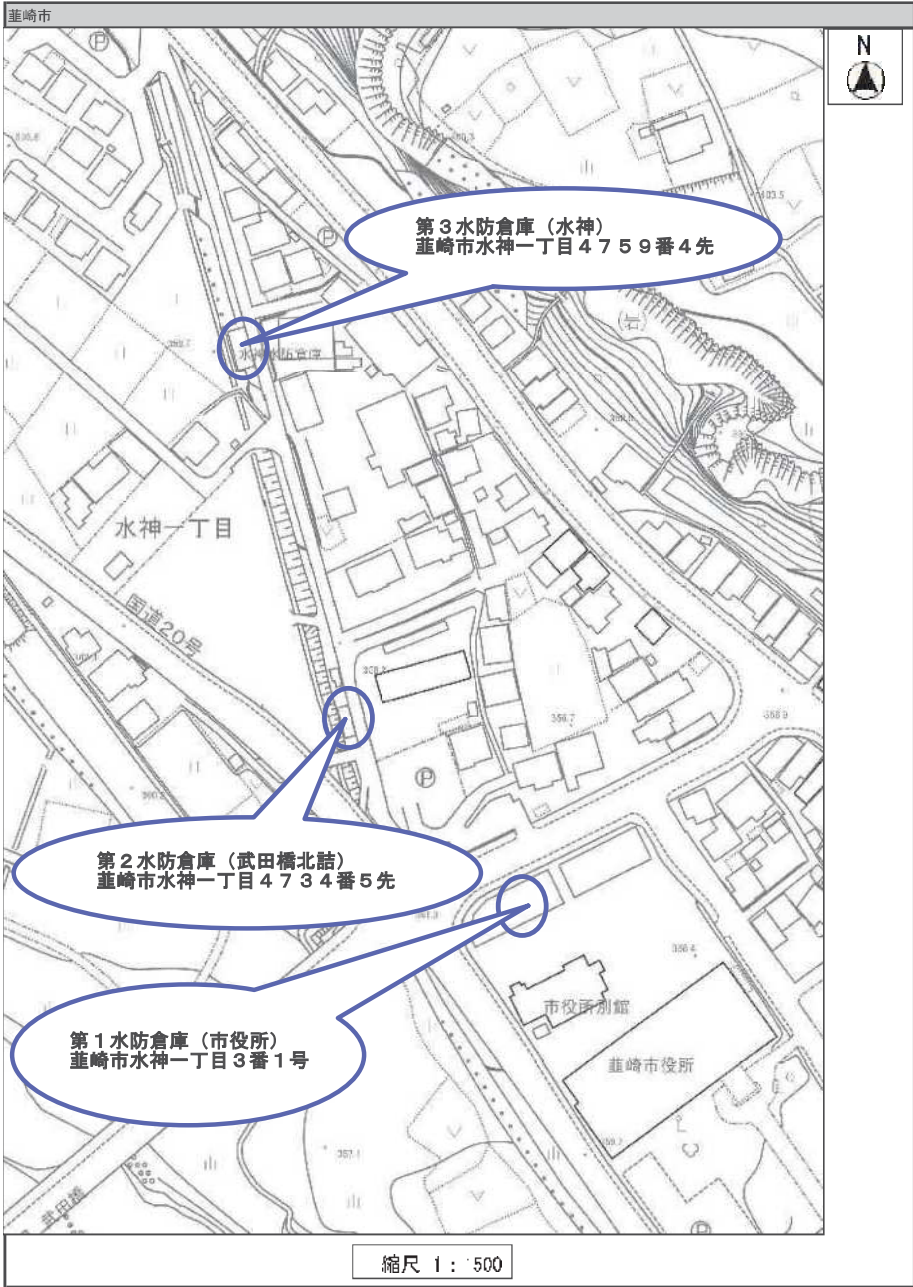


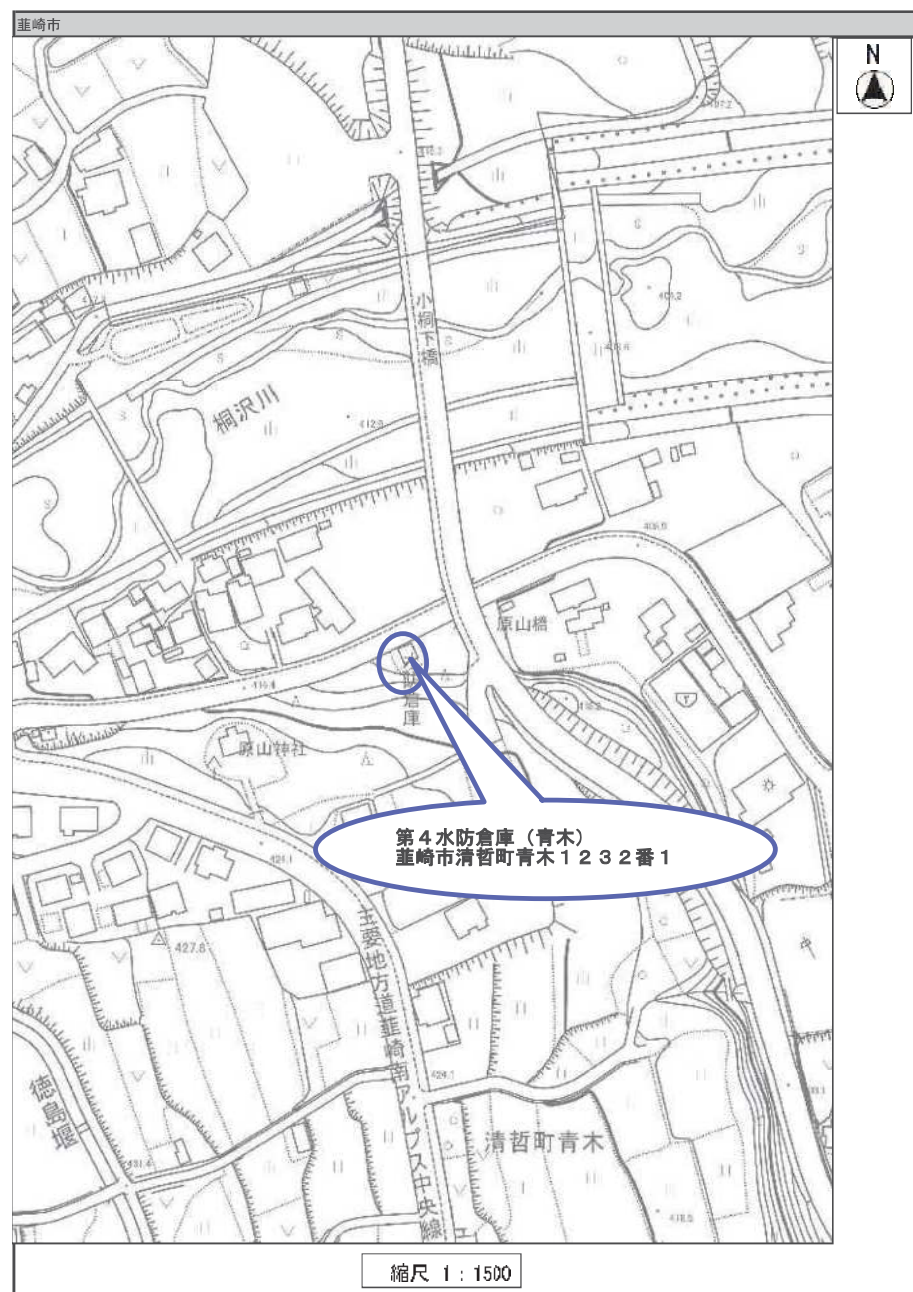
摘要

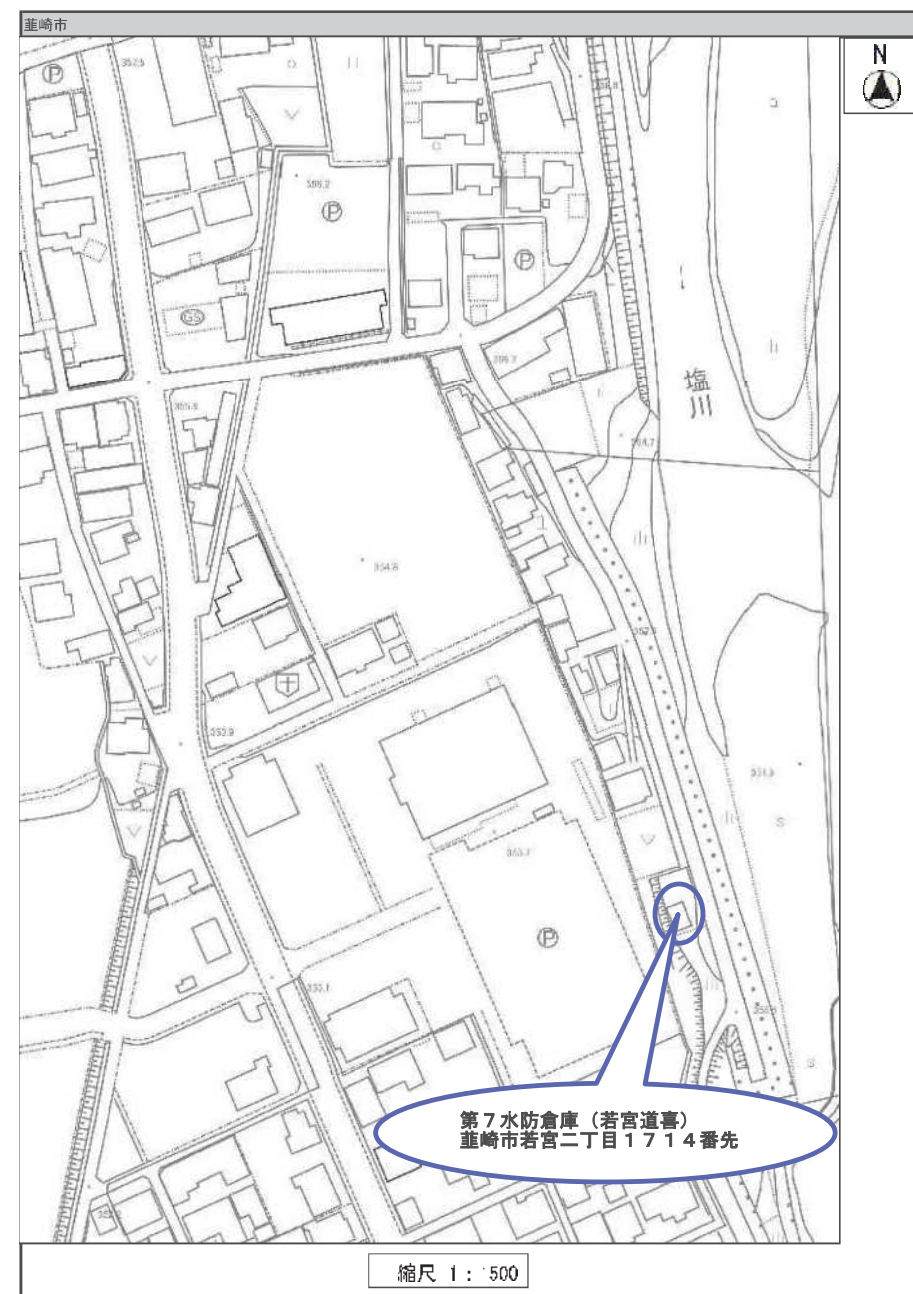
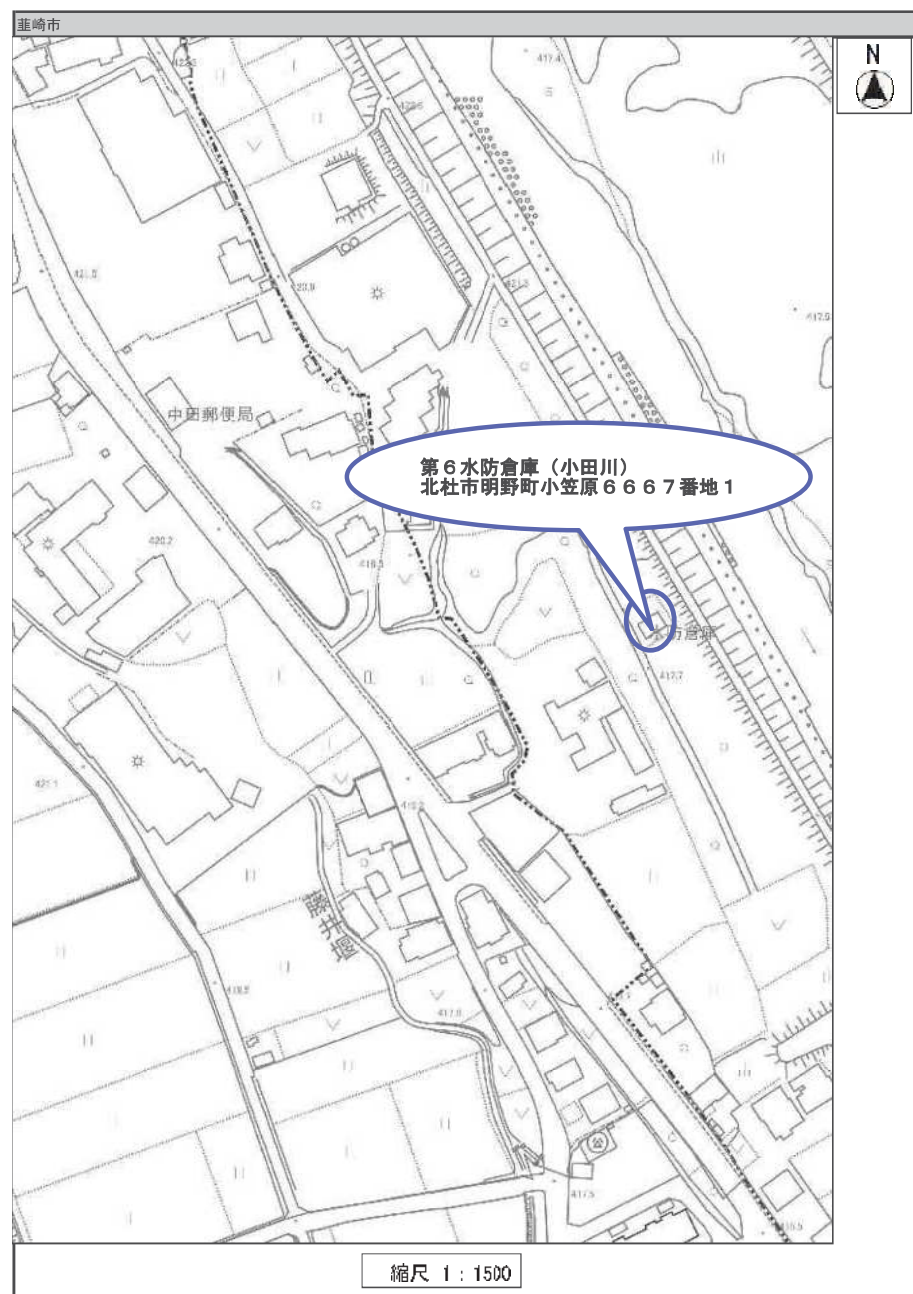
天端及び川裏の亀裂欠け崩しの場合は表面及び裏法の双方に竹を突き押えを天端肩に於ける土俵の上に折り曲げ天端に於いて双方の竹を折返しに子縄にて結束する。

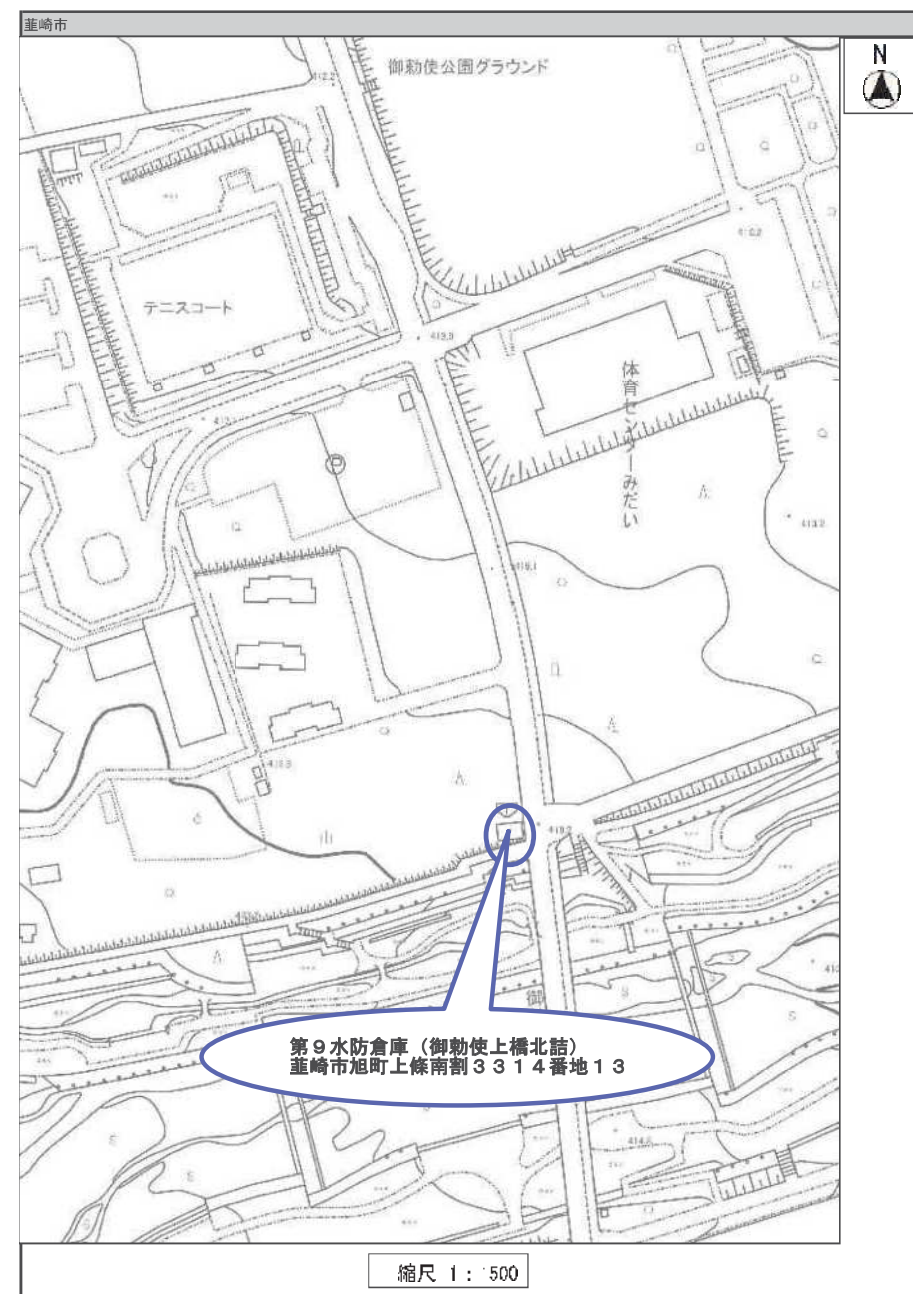
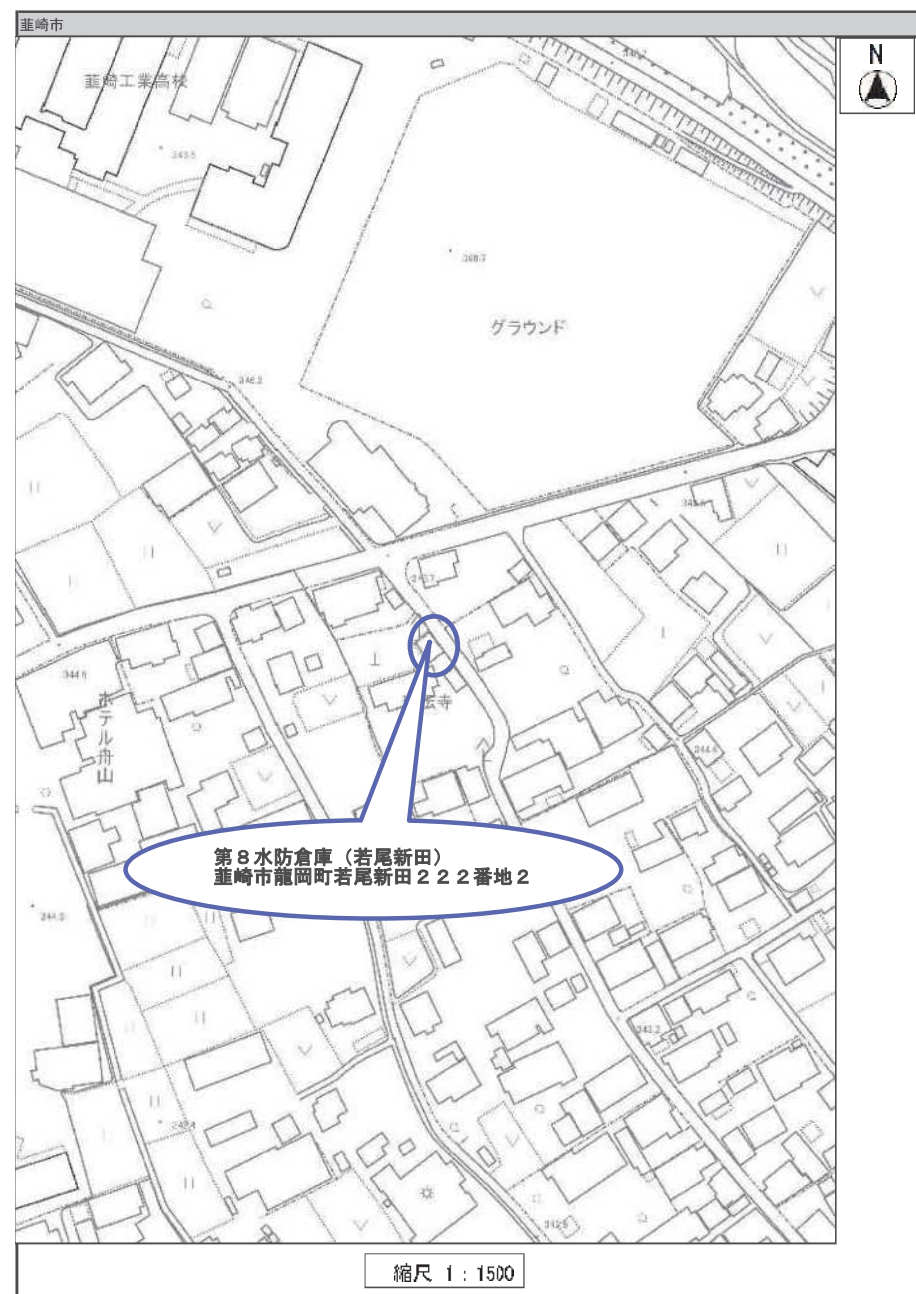
三角枠一組当り材料表

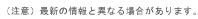
名称	材料	長	末口	本数	単位
枠柱	雑木	2.0	0.1	6.0	本
結束鉄線	#12			3.0	Kg
重籠		0.70	0.50	1	本
詰石				0.14	m ³



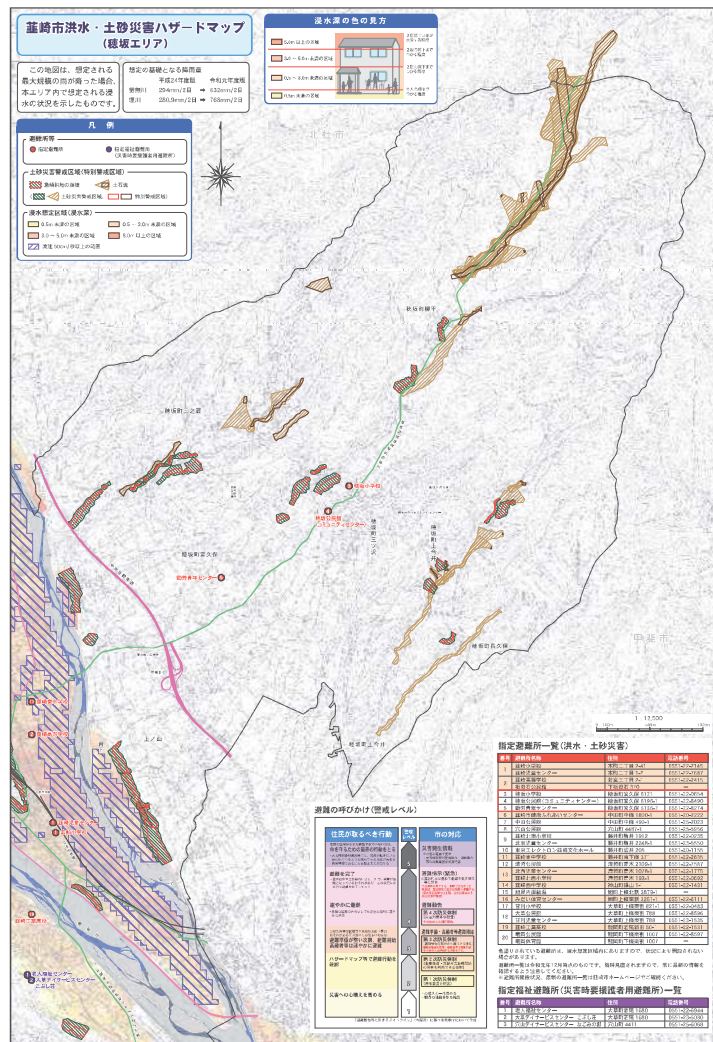






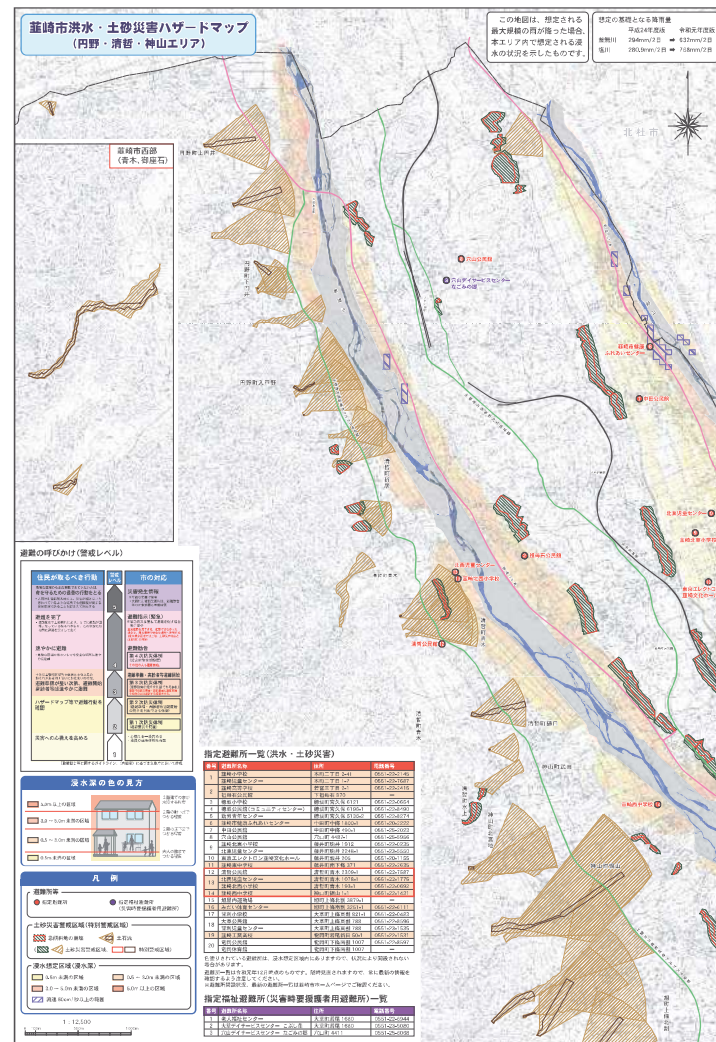


令和元年度版（令和2年3月発行）



（注意）最新の情報と異なる場合があります。

令和元年度版（令和2年3月発行）



（注意）最新の情報と異なる場合があります。

